食料システム機構　持続的な食品供給を後押し

農業資材や食品の原材料コストが高止まりし、円安や国際物流の混乱で輸入もスムーズにいかない。これでは将来の安定的な食料供給が不安だ―。このような状況下でも食料安全保障を確保するため、昨年6月に「食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」、通称「食料システム法」が成立、公布された。適正なコスト転嫁や取引適正化などによる「合理的な費用を考慮した価格形成」、および国産原材料の活用や環境負荷の軽減に取組む食品産業事業を支援する「食品産業の持続的な発展」が柱。

そして国とともに、同法による施策の一翼を担うのが、法改正に伴い名称変更された「公益財団法人食品等持続的供給推進機構」、通称「食料システム機構」だ。旧・食品等流通合理化促進機構（食流機構）の時代よりも事業対象範囲を流通中心から生産～消費まで拡大し、わが国の持続的な食料供給を後押しする。新年にあたり、村上秀徳会長、佐南谷英龍専務理事に、今後の施策展開をうかがった。

債務保証等

流通以外もカバー　生産～消費、研究、PR等

同機構の前身は、1977年に農水省の外郭団体として設立された社団法人食料品流通改善協会。その後91年の食品流通構造改善促進法により「財団法人食品流通構造改善促進機構」に発展改組。さらに2018年に同法が食品等流通法（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律）に改められたことに伴い、「公益財団法人食品等流通合理化促進機構」として、食品流通業界の発展を支援してきた。

そして24年に四半世紀ぶりに大改正された「食料・農業・農村基本法」に基づく新たな食料・農業・農村基本計画が制定された。今回の食料システム法は、その新基本計画を受けたもの。食料の生産から消費に至る食料システム全体を通じた合理的な費用を考慮した価格形成と、食品産業の持続的な発展に向けた施策を一体的に進め、持続的に供給できる食料システムの確立を図る。

同時に、同機構の役割も大きく変わった。

食料システム法では持続的な供給を支援するため、「安定取引関係確立事業活動等及び連携に係る計画認定制度」が新たに導入され、計画に基づく取組みに対して日本政策金融公庫の融資等の支援が盛られた。その一環として同機構も、それらの事業活動に必要な民間金融機関からの資金調達における債務保証支援を実施する。

債務保証については、同機構ではこれまでは基本的に流通合理化の取組みのみを対象としてきた。しかし新制度となったことで、①製造業者、卸売業者、小売業者、外食産業など食品等事業者による生産者との安定的な取引関係の確立②流通の合理化③環境負荷の軽減④消費者に選ばれるための情報提供など―に拡大された。すなわち「食料のサプライチェーン全体を通じた支援策」を対象とする。

またこれに伴い、情報の収集、調査・研究、相談・援助活動についても対象が「食品等の流通」から、前記①～④の「食品等の持続的供給」に関するものに拡大された。

村上会長は「食料システム法により当機構の事業範囲は食品流通だけでなく、生産現場から消費者へのPRに至るまで、さらには研究や相談なども含め、食品に関して想定できるほとんどの事業活動が対象となった。フレキシブルに組合せての活用も可能」とする。

さらに「当機構の役割の中心となるのは債務保証。補助金や日本政策金融公庫の融資を活用した後の、足りない部分の民間金融機関からの資金調達をカバーしていく。また国の補助事業によっては（実施主体となるなど）当機構がサポートする部分もある。農水省と連携して広くニーズを拾い上げていきたい」としている。

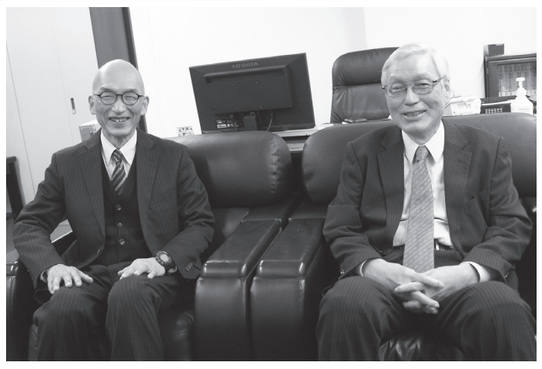

旧・食流機構時代の2021年6月に就任した村上会長（右）と翌6月就任の佐南谷専務が引続き陣頭に

持続的供給対策

金利相当額の9割支援　より使いやすい制度に

同機構のカバーする範囲は広がった。ただしその中でも青果流通業者に最も直接的に役立つと思われるのが、旧来の「食品等流通合理化緊急対策事業（緊急対策事業）」を発展させた「食品等持続的供給対策事業（供給対策事業）」である。農水省が事業者による計画を認定し、同機構が実際の支援を担う。

これは、食料システム法の「安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業」の一環として、食品等の持続的な供給の実現を図るために必要な設備・機器の導入の取組みを、金利負担を実質的に軽減し支援するもの。最長7年間、金利相当分の10分の9を機構が負担する。以前の緊急対策事業では最長5年間、金利相当分の3分2だったが、より利用しやすくなった。

内容は2パターン。まず「リース方式」では、事業者は、機構が業務委託した指定リース会社に事業費の10分の9を無利子で預託（10分の1はリース会社負担）。そのうえでリース会社は事業者とリース契約し、リース料を支払う（機構への返済分含む）。リース会社は用意すべき資金の10分の9には利息が不要となり、結果として利息の10分の9相当が値引きされる。所有権はリース会社で、リース期間終了後事業者はリース会社に返却する（再リース可）。

一方、「割賦方式」では、事業者は指定リース会社を通じて設備等を導入。導入資金の10分の1のみ自己調達し、10分の9は機構が無利子でリース会社に預託する。事業者は機構負担分を、リース会社を通じて毎月返済する。リース会社への返済後に、設備等の所有権はリース会社から事業者に移転する。

この事業に参画するには、あらかじめ活動計画を作成し、農水大臣の認定を受ける。認定分野ごとの対象となる主な取組み、設備は次のとおり。

①安定的な取引関係確立（農林漁業者との連携）
▽取組み＝主な新たな産地との契約や原材料の国産切替えに向けた設備、契約農家からの調達量拡大に向けた設備の導入
▽設備＝省資源型食品等製造設備、物流近代化設備（多温度帯輸送車等）、品質管理設備（食品特性適応型冷蔵・冷凍ショーケース）

②流通の合理化
▽取組み＝品質管理高度化（低温管理）の設備の導入、流通効率化のため物流拠点整備
▽設備＝情報処理システム（業界適応型のPOS＝販売時点情報管理システム、EOS＝商品補充発注システム）、物流近代化設備（多温度帯輸送車等）、品質管理設備（食品特性適応型冷蔵・冷凍ショーケース）

③環境負荷軽減の促進
▽取組み＝食品製造過程での温室効果ガスや食品ロス削減に向けた設備、脱プラスチックを図るための設備の導入
▽設備＝省資源型食品等製造設備、公害防止装置（発泡スチロール処理装置等）、太陽光パネル利用による発電機器、高効率照明（LED照明）

④消費者の選択への支援
▽取組み＝サスティナビリティ情報の消費者への発信、カーボンフットプリントの算定に係るシステム整備
▽設備＝売場やショッピングカート等のディスプレイ設備、電子POP設備

佐南谷専務理事は「政策金利が30年ぶりの高水準の今こそ、対象範囲が広がり使いやすくなったこの制度をぜひ活用してほしい」としている。

新制度下で事業範囲が４分野に拡がった

食料システム機構を通じて農水省「物流生産性向上推進事業」の補助を受けた、ぐんま県央青果の冷蔵設備

物流生産性を向上　小売店や優良企業　独自の表彰事業も

そのほかにも同機構では、国庫補助事業の受託者となるほか、表彰など独自事業も実施している。

今年度の主な受託事業は、「物流生産性向上推進事業」および「物流生産性向上伴走支援事業」など。前者は「物流2024年問題」に対処し物流革新を実現するため、産地、卸売市場、食品流通業者等による物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組み、物流の効率化やコールドチェーンの確保等に必要な設備・機器の導入を支援。対象の施設・機器は、物流の合理化・効率化やコールドチェーンの確保に資する設備・機器。具体的にはパレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、無人搬送機、ラベル貼機、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵車、移動販売車、各種システムなど。

また後者はその前段として、問題点の把握や解決支援策の策定をサポートする専門家を無償で派遣する。

表彰事業（独自）では、まず生産性の向上、食品の安全性の確保、流通の合理化、消費者ニーズに対する的確な対応、新製品の開発、コンプライアンス体制の整備等において顕著な成果を上げた食品事業者対象の「食品産業優良企業等表彰」。1979年の開始から食品産業センターと共催し、今年で47回目となる。

次に、独創的な経営技術を駆使し、優れた経営成績を上げている中小食料品小売店や花き小売店、および食品流通の効率化・環境対策・地域活性化などを共同で展開する組合が対象の「優良経営食料品小売店等表彰」。77年から49回続いている。さらに今年で10回目の「輸出に取組む優良事業者表彰」（国庫補助事業受託）、13回目の「食品産業もったいない大賞」（同）もある。

「取りこぼし」回避へ　まずは気軽に相談を

さて、「国の補助事業などを活用するには高度な事業計画を立てなければならず、また手続きなどの煩雑な事務作業が負担となるのでは」という先入観が、とくに中小・零細事業者にはあるという。補助があればさらなる効果が発揮できたかもしれない事業が、取りこぼされている可能性もある。

それを回避するため、同機構ではウェブサイトや業界団体を通じて広く事業をPRすることに加え、各種セミナーなども積極的に開催。現場の生の声をヒアリングし、場合によっては機構から活用を呼び掛ける。

また、計画策定や申請などは一見ハードルが高そうだが、同機構が相談を受付け、必要に応じてアドバイスも行う。いわば「無料のコンサルタント機能」で、「どんなことでも、まずは気軽に相談してほしい」としている。

謹賀新年
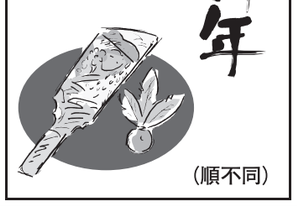
（順不同）

全国青果卸売協同組合連合会
会長　青木　稔
〒143-0001 東京都大田区東海三―二―一
TEL（〇三）五四九二―二五五七
FAX（〇三）五四九二―二五五六

全国青果物商業協同組合連合会
会長　吉野一久
〒101-0023 東京都千代田区神田松永町一〇四 TSKビル（東京青果商会館）
TEL 〇三（三二五一）五二六一
FAX 〇三（三二五一）五二七一

青森県りんご商業協同組合連合会
会長　丹代金一
〒036-8086 青森県弘前市田園三丁目一六
TEL〇一七（二七）八八九八
FAX〇一七（二九）二九一九
https://www.aomoriring0.or.jp

全日本ライン株式会社
代表取締役　大江　慎
〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目十一―六 PMO秋葉原八階
TEL（〇三）五八二五―〇一〇一
FAX（〇三）五八二五―〇一〇二

沖縄県内全域の配送業務。
有限会社 兼正青果
代表取締役社長 古波倉 正嗣 Kohagura Masashi
〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-14-24
098-861-8575（TEL）
098-861-8109（FAX）
kanemasa-seika@chime.ocn.ne.jp
https://www.kanemasa-seika.com/

一般社団法人 全国青果卸売市場協会
会長　月田　求仁敬
副会長　角谷　靖　　副会長　堀　雄一
同　笹木龍大郎　　同　河合直樹
同　中村　修　　同　坪井信夫
同　都築保彦　　同　小野　明
〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町484 熊本大同青果㈱内
電話　096（321）6165
FAX　096（323）2503
HP　http://www.zenseikyou.jp

長野県青果卸売市場連合会
〒381-2202 長野市市場3-26 ㈱R&Cホールディングス内
会長　倉崎　浩
副会長　清水幸司
副会長　西澤智成
理事　原　武彦
理事　熊谷一成
監事　小林次郎
顧問　堀　雄一

東京都中央卸売市場豊洲市場
東京築地市場青果仲卸協同組合
理事長　佐藤盛次
副理事長　笹尾晴伸
常務理事　瀬戸達和
常務理事　一之瀬充広
理事　神保武司
理事　西川輝久
理事　浅野洋介
監事　原田富夫
〒135-0061 東京都江東区豊洲六丁目三番地一号
TEL（〇三）六六三三―〇五七〇
FAX（〇三）六六三三―〇五七一

柏市公設地方卸売市場青果仲卸業者
柏市場青果仲卸組合
組合長 天野久四郎　副組合長 斎藤茂　相談役 菊池泉
〒277-0871 千葉県柏市若柴69―1
株式会社 松戸大栄青果　代表取締役 中根俊介　(電)〇四―七一三五―三二六八
株式会社 林青果　代表取締役 高橋秀幸　(電)〇四―七一三四―二二五〇一
有限会社 松戸漬利　代表取締役 天野久四郎　(電)〇四―七一三八―五四八八
株式会社 インザイベジフル　代表取締役 田中俊夫　(電)〇四―七一三一―二二五一
株式会社 花徳　代表取締役 鈴木秀夫　(電)〇四―七一三二―一三三五

静岡市中央卸売市場
静岡市青果仲卸協同組合
理事長　赤井　毅
副理事長　小泉和彦
副理事長　山本繁則
理事　古川明生
理事　内山直人
理事　松井紀美代
理事　渡辺大洋
監事　松井麗子
監事　長阪和典
〒420-0922 静岡県静岡市葵区流通センター一番一号
TEL 〇五四（二六三）三一〇〇
FAX 〇五四（二六七）一〇三二

低温流通体制を強化し、
切れ目のないコールドチェーンを実現!
青果仲卸最大規模の冷蔵保管庫導入
最大積載量1tのパレットを600個収容できる
「自動ラック式冷蔵庫」を市場外に2棟建設。
コンピュータで在庫・品質を徹底管理
必要な量・種類をすばやくピックアップする自動化システムを採用し、出荷作業も大幅に時間短縮。滞留商品を検出することで新鮮さを保ちます。
冷気を逃がさない二重構造の入出庫

保管・輸送には当社独自の折りたたみ式コンテナも活躍。

隣接するパッケージセンターで、入荷後すぐにパックして低温管理。

自社便を完全保冷車に順次切り替え。店頭まで低温管理を徹底。
TaKaSaKa 名古屋北部市場 タカサカ青果株式会社
〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反107
TEL 052-903-3067
URL https://vege-takasaka.co.jp
TaKaSaKa Information

R&Cグループ
株式会社 R&Cホールディングス
〒381-2202 長野市市場 3-26　TEL.026 (254) 7870（代表）
株式会社 R&Cながの青果
長野本社 〒381-2202 長野市市場 3-1 TEL.026 (285) 3333（代表）
上田本社 〒386-0041 上田市秋和 531-1 TEL.0268 (23) 5525（代表）
株式会社 R&C物流
本社：〒381-2202 長野市市場 3-42　TEL.026 (284) 9755（代表）
Fresh Vegee 株式会社 フレッシュベジ加工
本社：〒381-2203 長野市真島川合 1199-1　TEL.026 (284) 2958（代表）